

消費税率の引上げ中止及び食料品の非課税措置に関する意見書（案）

政府は、これまで数度にわたって延期してきた消費税率の10%への引上げを平成31年10月に実施することを表明する一方、増税による税収增加分の充当先を教育や子育て支援等に広げることを明らかにしている。

しかし、従来増税を繰り返し延期する理由としてきた、長期の消費低迷の状況が、たとえ税収增加分の使途を全世代型の社会保障に振り向けたとしても、これまで延期してきたときより好転するという根拠は明確ではない。

そもそも、原則としてあらゆる商品やサービスに課税される消費税は、低所得者ほど負担が重いのは明らかである。安倍政権が平成26年4月に5%から8%に増税した際にも、「消費の落ち込みは一時的」とした政府の説明とは異なり、本年7月までの40か月のうち家計消費支出が前年同月を上回ったのは、わずか4か月に過ぎず、残る36か月はマイナスだったことからも、消費の落ち込みが一時的でなかつたことは明らかである。

円安や株高で大企業の利潤を増やせば国民の所得も消費も増えるというアベノミクスの政策は、国民の所得も消費も低迷を続けていることをみても失敗であることは明らかである。

こうしたことから、国民に景気回復の実感がないままの消費税率の引上げは、暮らし、経済及び財政にとって害こそあれ得となることはない。むしろ現行消費税から食料品を非課税とする措置を採ることで、国民全体の負担軽減につながり、消費不況打開に大きな効果が期待される。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、都民生活を支援する立場から、消費税率の引上げを中止するとともに、食料品の非課税措置を実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

平成29年12月 日

東京都議会議長 尾崎大介

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
社会保障・税一体改革担当大臣
経済財政政策担当大臣

} 宛て